

【ABC 消費者情報 Vol. 74】

### ◎公的機関を名乗って詐欺被害の回復を誘う電話に注意

消費生活センターや市役所を名乗り、「過去の投資被害金を取り戻せる」という電話があったという相談が寄せられています。

#### ■相談事例

○以前、株取引で詐欺被害にあったことがある。消費生活センターを名乗り、「以前の被害金を取り戻すことが出来る。被害者救済制度があるので、今から伝える番号に電話するように。」と電話があった。そのような救済制度は本当にあるのか。

#### ■アドバイス

○そのような救済制度は存在せず、消費生活センターはもちろん、公的機関から電話をすることはありません。

○手数料などと言って、金銭を要求するケースもあります。そのような電話は詐欺を疑いましょう。

○個人情報が出流しているおそれがあり、今後も同様の勧誘がある可能性があるため、十分気をつけましょう。

○公的機関を名乗る電話があった場合には、すぐに応じず、必ず当該公的機関に確認を。

○不審な電話や訪問があったときは、相手の名前や所属、用件を聞いて、家族や消費生活センター、警察に相談しましょう。

#### ■鹿児島市消費生活センター

Tel: 099-252-1919

#### ■警察総合相談電話

Tel: 099-254-9110

#### ■バックナンバーはこちら

(携帯版) [http://www.city.kagoshima.lg.jp/\\_33658.html](http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html)

(スマホ・PC版)

[http://www.city.kagoshima.lg.jp/\\_1010/shimin/1kurashi/1-5syohiseikatsu/\\_33772/abckback.html](http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/1kurashi/1-5syohiseikatsu/_33772/abckback.html)

#### 【参考】

vol. 60 「市役所をかたる還付金詐欺に注意！」

vol. 71 「公的機関をかたる還付金詐欺にご用心！」

※配信停止はこちら

%url/https:ath:stop%

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター

〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31

電話 099-258-3611